

最近の報道事例より

平成17年10月31日

ここ数年、医療事故に伴い看護者が刑事責任を問われる事例が増加しています。最近報道された二つの事例を記事から紹介します。現在情報収集を行っているところであり、詳細な情報収集を行い医療安全活動に役立てる情報として、今後提示します。

人工呼吸器による死亡事故で看護師長を略式起訴

事故概要：2003年8月、人工呼吸器の電源プラグが抜け、入院中の80歳代の患者が死亡した。

報道内容：（朝日新聞、読売新聞より）

プラグが抜ける危険があったのに安全上の措置を怠ったとして、病棟看護師長を業務上過失致死罪で略式起訴した。業務上過失致死罪で書類送検されていた病棟の看護師2名は、看護師長から指示を受ける立場で経験も浅かった、などとして不起訴処分とした。

カリウム誤注射による死亡事故で

看護師に禁錮8月の言い渡し（控訴審）

事故概要：2001年1月、蕁麻疹で受診した6歳女兒に、「塩化カルシウム液」を注射すべきところ看護師が間違えて「塩化カリウム液」を注射した。女兒に重度の後遺症が残った。

報道内容：（読売新聞、朝日放送、共同通信より）

執行猶予を主張する被告側に対し、裁判長は「人生を奪われたに等しい重篤な結果にもかかわらず、事故の非を認めない不誠実な態度で被害者らは二重の苦しみを味わっている」と指摘。しかし「適切な処置をとらなかった担当医に大きな責任がある。また、すでに民事訴訟が確定し支払いが行われている」などから、一審より減刑し、高等裁判所は業務上過失傷害による禁錮8月を言い渡した。